

技能・経験に応じた保育士等の処遇改善について

内閣府子ども・子育て本部

目的・趣旨

平成29年度から実施する「技能・経験に応じた処遇改善」は、新たに副主任保育士など中堅の役職を創設していただき、その職務・職責に応じた処遇改善を行うことにより、保育園等におけるキャリアアップの仕組みの構築を支援するものです。

○月額4万円の加算対象・・・副主任保育士、中核リーダー、専門リーダー等（以下、「副主任保育士等」）
経験年数概ね7年以上※の者を想定しており、施設の職員数の概ね1/3が対象となります。

○月額5千円の加算対象・・・職務分野別リーダー、若手リーダー（以下、「職務分野別リーダー等」）
経験年数概ね3年以上※の者を想定しており、施設の職員数の概ね1/5が対象となります。

※ 経験年数は概ねの目安であり、各施設の職員構成等に応じて柔軟に対象者を定めることが可能です。
ただし、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所においては、それぞれ「7年以上」、「3年以上」とします。

処遇改善は、基本給又は手当により月額で行われることが必要です。

施設での手続き【1. 処遇改善の対象者の決定】

まず、上記の目的・趣旨を踏まえて、処遇改善を行う対象者の決定を行う必要があります。

- ・園長・主任保育士※を除き、保育士・教諭に限らず施設の通常の保育・教育に従事する全ての職種・職員（非常勤職員含む）を対象とできます。
- ・処遇改善については、副主任保育士等は月額4万円、職務分野別リーダー等については月額5千円で行っていただく必要がありますが、副主任保育士等の4万円の加算については、その対象職員数の1/2（端数切り捨て）に確実に4万円の処遇改善を行った上で、その他の職員に月額5千円以上4万円未満の範囲で配分することが可能です。

※ 主任保育士については、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、5千円以上4万円未満配分の対象とすることができます。下記参照。

《5千円以上4万円未満の配分について、考えられるパターン（4万円加算対象者5人（総額20万円）の場合）》

- 施設内での段階的なキャリアアップの仕組み作りのため、副主任保育士等2人に4万円の手当を支給したうえで、将来的に副主任保育士等を担う人材4人に3万円ずつ手当を支給。
- 副主任保育士等に4万円の処遇改善を行うことで主任保育士の給与と差がほぼ無くなってしまう場合等、副主任保育士等2人に4万円の手当を支給したうえで、主任保育士に5千円以上4万円未満で手当を支給。その他の職員に、残った金額を5千円以上4万円未満の範囲で手当を支給。
- 施設内の職員の給与のバランスに配慮し、副主任保育士等2人に4万円の手当を支給した上で、2万円の手当を5人に、1万円の手当を2人に支給
など、施設におけるキャリアアップの仕組みの構築を踏まえた職員育成・配置計画に応じて、柔軟に配分することが可能です。



施設での手続き【2. 対象者への発令等】

月額4万円、5万円、5万円以上4万円未満の処遇改善を行う職員については、発令・職務命令を行っていただく必要があります。

主任保育士に配分を行う場合は、すでに主任保育士の発令等を受けていることから、改めて発令等を行う必要はありません。また、年度途中で発令が行われた場合でも、4月からその発令を受けるに相当する業務を行っていることが確認できる場合は、4月分から加算の対象となります。

施設によっては、諸規定の改正にあたり、施設を運営する法人の理事会の承認を得ることが必要な場合があります。



施設での手続き【3. 申請手続き】

加算を受けるためには、都道府県(政令指定都市・中核市の場合は、その市)の認定を受ける必要があります。

施設の所在地の市町村が、所定の申請書を取りまとめて都道府県に提出することとなりますので、手続きについては施設が所在する市町村にお問い合わせください。

都道府県からの認定を受けた後、市町村から支払われる施設型給付(私立保育所の場合は委託費)、地域型保育給付に、加算が行われます。

なお、加算を受けた場合は、翌年度に賃金改善の実績報告書を提出する必要があります。

加算対象職員数の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(内閣府、文部科学省、厚生労働省連名通知)のIV2(1)により行うこととなります。通知は、内閣府HP(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html#tsuuchi>)に掲載しております。

※ 対象職員数を計算するためのエクセルファイルも掲載しています

研修受講要件について

技能・経験に応じた処遇改善については、研修による技能の取得を通じたキャリアアップの仕組みとしておりますが、平成29年度については、研修の受講要件は課さず、平成30年度以降の要件についても職員の研修の受講状況等を踏まえて決定することとしています。